

美しいあなんを求めて

下水道



富岡浄化センターが完成し、公共下水道の使用ができるようになります。供用開始の告示をします。また「広報あなん」や「市ホームページ」等でも、供用開始の年月日、区域などをお知らせします。供用開始の告示が行われた場合は、汚水（トイレ・台所・風呂場等から出る水）を下水道管に流すために、排水設備の設置の義務が生じます。

せっかく完成した下水道施設も、皆さんに利用していただかないと、全く価値のないものになってしまいます。

供用開始となった区域の皆さんは、速やかに排水設備の設置及び水洗トイレへの改造をお願いします。

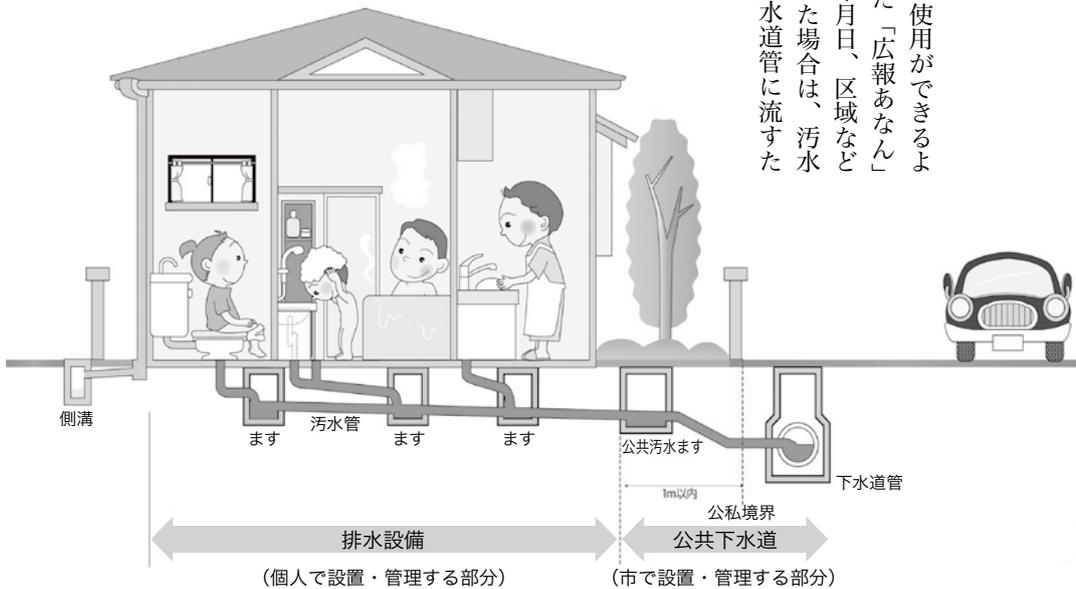
◎排水設備とは

下図のように、市が設置する公共汚水ますから生活雑排水や水洗トイレの汚水を下水道に流すため、個人の敷地内に設置する「污水管」や「ます」などを排水設備といいます。

この排水設備の設置や維持管理は個人で行っていただきます。

問い合わせは 下水道課（☎22-1796）へ

排水設備の設置例



供用開始となった区域内にお住まいの方には、次のことをお願いします。

①新築・改築するときは、下水道に切り替えましょう。

処理区域内では、水洗トイレでなければ建物の新築・改築をすることはできません。
(建築基準法第31条)

②くみ取り便所は3年以内に水洗化しましょう。

処理区域内のくみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗トイレに改造してください。
(下水道法第11条の3)

③排水設備は速やかに設置しましょう。

台所、風呂場、洗濯などで使われた排水を道路側溝や水路に流している方は、遅滞なく排水設備を設置して下水道に接続してください。
(下水道法第10条)

阻集器の種類	収集する物質とその方法	主な業種
グリース阻集器	油脂類を水と分離して収集	飲食店、食品製造業など
オイル阻集器	ガソリン・油類を水と分離して収集	ガソリンスタンド、車等修理工場、洗車場など
サンド阻集器	土砂・セメントなど重い物質を沈殿させ収集	石材加工業など
ヘア阻集器	毛髪や不溶性物質を網目スクリーンで収集	美容院、理髪店など
プラスタ阻集器	石膏・貴金属など不溶性物質を沈殿させ収集	歯科医院、外科医院など
ランドリー阻集器	ぼろくず・糸くずを収集	営業用洗濯場など

◎店舗・事業所の皆さんへ
店舗や事業所などから排出される汚水の中には、下水道管渠や施設の機能を低下させ、損傷させたり、または富岡浄化センターからの放流水の水質を悪化させる物質を含んでいる場合があります。
阿南市公共下水道条例に定める水質の基準値を超える汚水の発生が想定される店舗や事業所は、下水道管に流れ込む前に阻集器等を設置し、水質を悪化させる物質を処理してください。(左図参照)